



議案第 六 号

農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備事業計画についての

議決の一部変更について

次のとおり農村地域農業構造改善事業東小鹿地区ほ場整備事業計画についての議決（昭和五十五年三月二十二日議決。昭和五十五年六月十七日一部変更議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年参月拾壹日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

四 事業費中「一五五〇〇〇〇〇円」を「二五五〇〇〇〇〇円」に改め  
る。